

繰越

公共事業 令和 08 年度 急傾斜（公共大）（社資交）

合併
工事設計図書

業者設計

工事番号 急傾公共大 第 7001-4-50号

河川路線名等
工事名

六甲山系グリーンベルト（中尾谷外）
樹林整備業務

工事箇所

神戸市中央区葺合町外

細かいそ名

公共事業急傾斜地崩壊対策（公共大規模）

照合済



兵庫県 神戸土木事務所

鏡 NO.08-0054

起工伺兼工事設計書

本庁				県民局				工事業務課				起案				年 月 日			
課長	副課長	係長	審査	局長	副局長	所長	副所長	課長	精算・審査	設計	副所長	課長	担当	決定	年 月 日	起工番号	第 号		

公共事業 令和 08 年度 急傾斜 (公共大) (社資交)

緑越

合併

工事番号		急傾公共大 第 7001-4-50 / 号				工 事		工 事		概 要	
設計		工 事		費		延 長		幅 員		要	
[基準適用]		実 施 (前回変更)		今回変更		左 岸		右 岸		数 量	
請 負 額						L =		L =		10.0	
工 期		日				樹林整備工事				箇所	
施工日数											
施工期限		令和 9 年 3 月 25 日限り		年 月 日限り							
執 行 方 法											

施行管理計画番号

枝番号

会計

節

契約方法

契約理由

鏡No.08-0054

兵 庫 県 神 戸 土 木 事 務 所

契約数量表

頁0-0002/0005

附帯工事費(1)	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
樹林整備						
樹林整備	千鳥地区：2年目)					
樹林整備工			式			
広葉樹林整備	(ゾーンB)					
地拵え	(草刈機)	区分→ササ地	ha		0.06	
樹林整備	森北地区：3年目)		式			
樹林整備工						
広葉樹林整備	(S-1地区)					
地拵え	(草刈機)	区分→ササ地	ha		0.23	
広葉樹林整備	(S-2地区)					
地拵え	(草刈機)	区分→ササ地	ha		0.36	
広葉樹林整備	(S-3地区)					
地拵え	(草刈機)	区分→ササ地	ha		0.63	
広葉樹林整備	(S-4地区)					
地拵え	(草刈機・チェーンソー併用)	区分→灌木地(低木)	ha		0.57	
広葉樹林整備	(S-5区域)					
地拵え	(草刈機・チェーンソー併用)	区分→灌木地(低木)	ha		0.17	

契約数量表

頁0-0003/0005

費目・工種明細など 広葉樹林整備 (N-1区域)	規格1・規格2	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減
地拵え (草刈機・チェーンソー併用)	区分→灌木地 (低木)	ha		0.24	
広葉樹林整備 (S-6区域)					
地拵え (草刈機・チェーンソー併用)	区分→灌木地 (低木)	ha		0.01	
広葉樹林整備 (F-1, F-2区域)					
急傾斜法枠内伐採	急傾斜	式		1	
樹林整備工 (住吉地区：継続)		式			
樹林整備工					
下刈					
地拵え (草刈機)	区分→草地	ha		0.27	
樹林整備 (高取山(4)地区：継続)					
樹林整備工		式			
除伐					
除伐・集積 (人力地拵え)	区分→ササ地、1m以下、密生	m2		820	
処分					
運搬費					
処分費	竹、幹	台		1	
樹林整備 (高尾台地区：継続)		式		1	
		式			

契約数量表

頁0-0004/0005

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減
樹林整備工					
森林整備					
除伐・集積 (人力地拵え)	区分→ササ地、1m以下、密生	m2		2,860	
樹林整備 (青谷地区)		式			
樹林整備工					
危険木伐採					
危険木伐採 (標準)	; 10cm以上16cm未満	本		1	
特殊 (危険木) 伐木枝払・集材・整理	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹	本		1	
特殊 (危険木) 伐木枝払・集材・整理	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹	本		1	
特殊 (危険木) 伐木枝払・集材・整理	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹	本		1	
特殊 (危険木) 伐木枝払・集材・整理	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹	本		1	
特殊 (危険木) 伐木枝払・集材・整理	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹	本		1	
樹林整備 (千鳥 (3) 地区)		式			
樹林整備工					
危険木伐採					
特殊 (危険木) 伐木枝払・集材・整理	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹	本		1	
樹林整備 (北山地区)		式			
危険木伐採					

数量 総括表

工 事 名		令和8年度 六甲山系グリーンベルト（中尾谷外）樹林整備業務				事業区分（ハ・MO）		森林整備B	
工種（レベル2）	種別（レベル3）	名 称	規 格（レベル5）	算 式	数 量	単 位	摘 要		
	細別（レベル4）								
樹林整備	附帯工事費（1）（急傾）								
樹林整備	樹林整備（千鳥地区：2年目）								
樹林整備工	樹林整備工								
広葉樹林整備（ゾーンB）	広葉樹林整備（ゾーンB）								
樹林整備	地植え（草刈機）		ササ地 1m以下 疎		0.06	ha	刈り払い		
樹林整備（森北地区：3年目）	樹林整備（森北地区：3年目）								
樹林整備工	樹林整備工								
広葉樹林整備（S-1区域）	広葉樹林整備（S-1区域）						ニセアカシアの確認		
樹林整備	地植え（草刈機）		ササ地 1m以下 疎		0.23	ha	刈り払い		
広葉樹林整備（S-2区域）	広葉樹林整備（S-2区域）						ニセアカシアの確認		
樹林整備	地植え（草刈機）		ササ地 1m以下 疎		0.36	ha	刈り払い		
広葉樹林整備（S-3区域）	広葉樹林整備（S-3区域）						ニセアカシアの確認		
樹林整備	地植え（草刈機）		ササ地 1m以下 疎		0.63	ha	刈り払い		

数量総括表

工 事 名		令和8年度 六甲山系グリーンベルト（中尾谷外）樹林整備業務					事業区分（レベルM0）		森林整備B	
工種（レベル2）	種別（レベル3） 細別（レベル4）	名 称	規 格（レベル5）	算 式	数 量	単 位	工事区分（レベルM1）		摘 要	
樹林整備	広葉樹林整備（S-4区域）	地柵え（草刈機・チェーンソー併用）	灌木地 低木 疎		0.57	ha			ニセアカシアの確認	
	広葉樹林整備（S-5区域）								刈り払い	
	広葉樹林整備（S-5区域）	地柵え（草刈機・チェーンソー併用）	灌木地 低木 疎		0.17	ha			ニセアカシアの確認	
	広葉樹林整備（N-1区域）								刈り払い	
樹林整備	広葉樹林整備（S-6区域）	地柵え（草刈機・チェーンソー併用）	灌木地 低木 疎		0.24	ha			ニセアカシアの確認	
	広葉樹林整備（S-6区域）								刈り払い	
	広葉樹林整備（S-6区域）	地柵え（草刈機・チェーンソー併用）	灌木地 低木 疎		0.01	ha			ニセアカシアの確認	
	広葉樹林整備（F-1, F-2区域）	急傾斜法枠内伐採	急傾斜	$0.13 + 0.15 = 0.28 \text{ ha}$	1	式			刈り払い	
樹林整備（住吉台地区：継続）										
樹林整備工										
下刈										
		地柵え（草刈機）	草地 0.5m以下		0.27	ha				

数量 総括表

工 事 名	令和8年度 六甲山系グリーンベルト（中尾谷外）樹林整備業務				事業区分（レベ・M0）		森林整備B	
					工事区分（レベ・M1）			
工種（レベル2）	名 称	規 格（レベル5）	算 式	数 量	単 位	摘 要		
種別（レベル3）								
細別（レベル4）								
樹林整備（高取山（4）地区：継続）								
樹林整備工								
除伐								
	除伐・集積 （人力地拵え）	法面、笹・竹 密生	822 m2	820	m2	（治）5-1-4 地拵えにて積算		
運搬処理工								
	運搬	2t車	12.2 km 神戸市港島クリンセンター	1	台			
	処分費	処分費		0.90	t	R5年度実績（枝葉）		
樹林整備（高尾台地区：継続）								
樹林整備工								
森林整備								
	除伐・集積 （人力地拵え）	法面、笹・竹 密生	0.223+0.017+0.046 = 0.286 ha	2860	m2	（治）5-1-4 地拵えにて積算		

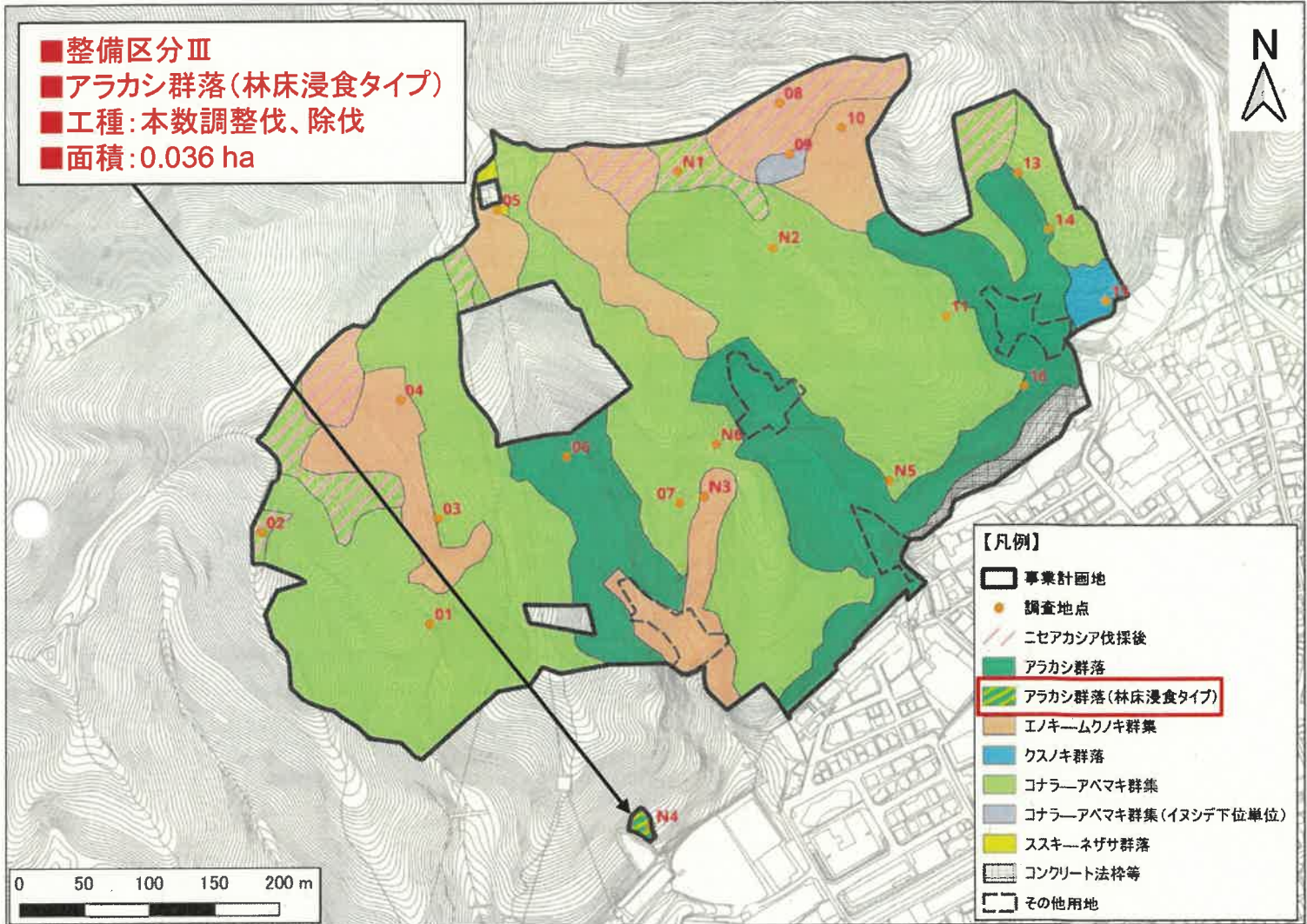
数量 総括表

工 事 名	令和8年度 六甲山系グリーンベルト（中尾谷外）樹林整備業務				
	工種（レベル2）	名 称	規 格（レベル5）	算 式	事業区分（レベル10）
					工事区分（レベル11）
樹林整備（青谷地区）	種別（レベル3）				森林整備B
	細別（レベル4）				
樹林整備工					
危険木伐採					
		危険木伐採（標準）	10cm以上16cm未満		
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	22cm以上26cm未満：難	1 本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	30cm以上35cm未満：難	1 本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	12cm以上16cm未満：中	1 本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	16cm以上20cm未満：中	1 本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	20cm以上22cm未満：中	1 本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹
樹林整備（千鳥（3）地区）					
樹林整備工					
危険木伐採					
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	35cm以上40cm未満：難	1 本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹

数量 総括表

数量 総括 表									
工 事 名		令和8年度 六甲山系グリーンベルト（中尾谷外）樹林整備業務					事業区分（レベル10）		森林整備B
							工事区分（レベル11）		
工種（レベル2）		名 称	規 格（レベル5）	算 式	数 量	単 位	摘 要		
種別（レベル3）									
細別（レベル4）									
樹林整備（北山地区）									
樹林整備工									
危険木伐採									
		危険木伐採（標準）	10cm以上16cm未満		1	本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹		
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	12cm以上16cm未満：難		2	本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹		
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	16cm以上20cm未満：難		3	本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹		
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	20cm以上22cm未満：難		2	本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹		
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	22cm以上26cm未満：難		1	本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹		
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	12cm以上16cm未満：中		1	本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹		
		特殊（危険木）伐木枝払・集材・整理	26cm以上30cm未満：中		1	本	スギ・ヒノキ以外の針葉樹・広葉樹		

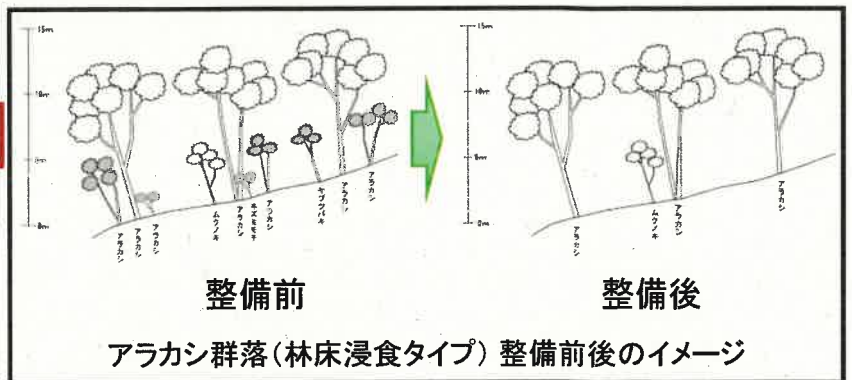
中尾谷ブロック(広葉樹林整備)



中尾谷ブロック【整備区分Ⅲ】

植生区分	地点	面積	割合	状況
アラカシ群落	6	3.801	18.2	・樹林整備により低木層の常緑樹は少なく、アラカシ林として維持されている。 ・令和2年度と比較して種数は減少したが、林床植被率は上昇傾向にあった。
	14			
	16			
	N5			
アラカシ群落 (林床浸食タイプ)	N4	0.036	0.2	・樹林整備により低木層の常緑樹は少なく、アラカシ林として維持されている。 ・令和2年度と比較して林床植被率は低下し、林床植生に詳しいはなが経過している。 ・樹林整備により低木層の常緑樹は少なく、クスノキ林として維持されている。 ・令和2年度と比較して、種数はやや減少したが、林床植被率は増加した。
クスノキ群落	15	0.167	0.8	
コナラ・アバマキ群集	1	11.449	55.0	・樹林整備により、低木層の常緑樹は少なく、コナラ林として維持されている。 ・令和2年度と比較して、種数は減少傾向がみられ、林床植被率は立地により増加する地点と減少する地点、変化しなかった地点がそれぞれみられた。
	3			
	7			
	11			
	N2			
コナラ・アバマキ群集 (イヌシデ下位単位)	N6	0.070	0.3	・樹林整備により、低木層の常緑樹は少なく、イヌシデ林として維持されている。 ・令和2年度と比較して、種数は減少したが、林床植被率は増加した。
コナラ・アバマキ群集 (ニセアカシア伐採後)	2	1.077	5.2	・樹林整備によりニセアカシアが除伐され、コナラ林への遷移途中である。 ・令和2年度と比較して、種数は減少したが、林床植被率は横ばいまたはやや減少していた。
エノキ・ムクノキ群集	4	2.773	13.3	・樹林整備により、低木層の常緑樹は少なく、ムクノキ林として維持されている。 ・令和2年度と比較して種数、林床植被率ともに減少傾向にあった。
	N3			
エノキ・ムクノキ群集 (ニセアカシア伐採後)	8	1.148	5.9	・樹林整備によりニセアカシアが除伐され、ムクノキ林への遷移途中である。 ・令和2年度と比較して、種数は減少したが、林床植被率は増加した。
ススキ・ネザサ群落	5	0.038	0.2	・送電線下の伐採地であり、定期的に管理が行われ、ネザサ草地として維持されている。
コンクリート法枠等	—	0.272	1.3	・斜面下部にコンクリート法枠が設置され、上部には落石防止ネットが設置されている。 ・現時点で危険木は見られないが、法枠内に低木が生育しており、今後危険木が生じる可能性がある。
合計		20.831		

※・面積は、その他用地(0.64ha)を除く。
・四捨五入により合計が一致しない場合がある。
・植生及び標準地調査地点は令和2年度と同一地点である。



広葉樹林等整備
標準地内伐採木の直径の和45cm
刈り払い集積 700本/ha

雷声寺エリア(広葉樹林整備)

■整備区分Ⅱ

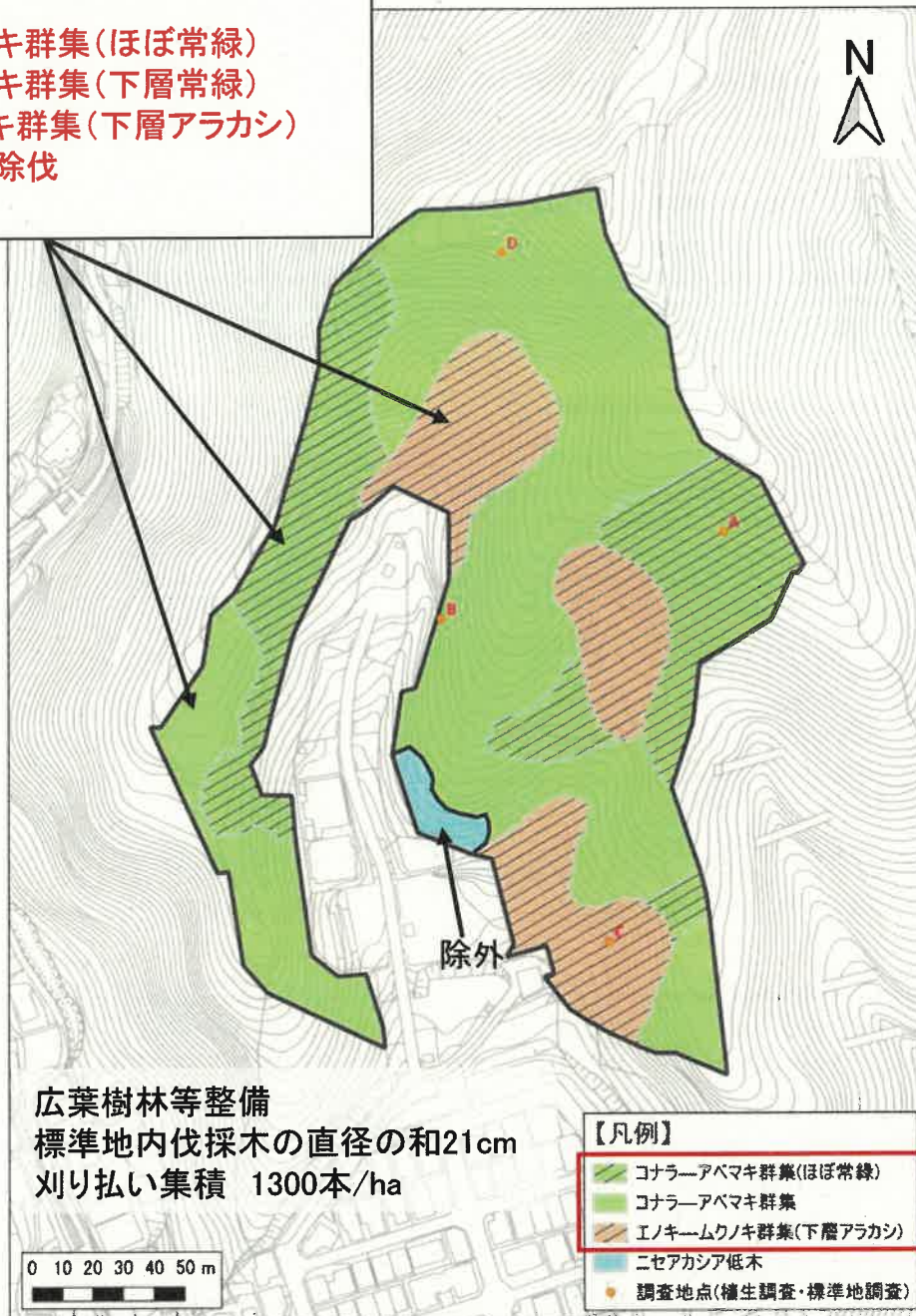
■コナラーアベマキ群集(ほぼ常緑)

コナラーアベマキ群集(下層常緑)

エノキ-ムクノキ群集(下層アラカシ)

■工種: 常緑樹の除伐

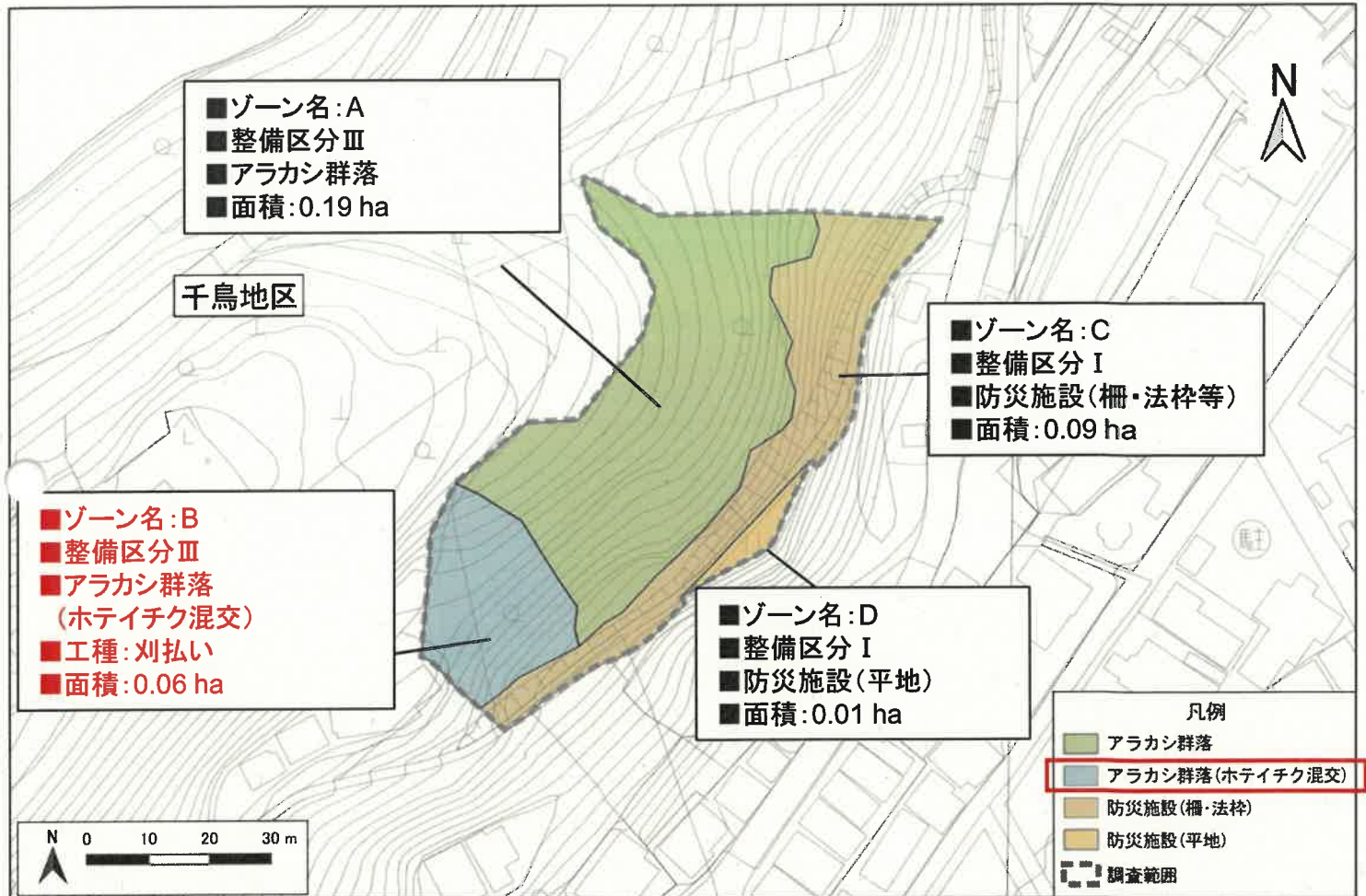
■面積: 3.00 ha



No.	凡 例	面積 (ha)	割合 (%)	植生 高(m)	概 要
1	コナラーアベマキ群集 (ほぼ常緑)	0.76	25.0	15	・斜面下部、谷壁急斜面に帯状分布 ・高木層、亜高木層でシラカシ、アラカシ、ヤブツバキ、カゴノキといった、常緑樹の植被率が高く、コナラーアベマキ群集の構成要素は少ない ・草本層の植被率は低い
2	コナラーアベマキ群集 (下層常緑)	1.61	53.0	12-20	・斜面地に広く分布 ・高木層にはコナラ、アベマキが優占 ・亜高木層以下は、ヤブツバキ、アラカシ、カゴノキ、ヒサカキ、ヤブニッケイ、ネズミモチといった常緑樹が優占する ・草本層の植被率は低い
3	エノキ-ムクノキ群集 (下層アラカシ)	0.63	20.7	18	・谷部、やや急傾斜な地域に分布 ・ムクノキ、エノキが高木層、亜高木層で優占し、亜高木層以下にアラカシが多い ・草本層の植被率はエノキ-ムクノキ群集より高い
4	ニセアカシア低木	0.04	1.3	6	・雷声寺五重塔横の土砂崩壊地に成立。 ・ニセアカシアの低木が優占し、草本層にはネザサが目立つ。
-	総計	3.04	100.0	-	-

千鳥地区(広葉樹林整備)

面積:0.06 ha



ゾーン名	整備区分	凡例	面積(ha)	割合(%)	概要	年次計画
A	Ⅲ	アラカシ群落	0.19	54.3	・高木層は、常緑樹のアラカシが占有する。 ・下層は整備の結果、林床植生が貧弱な状況である。 ・林床植生が貧弱であるため、やや表土の流出がみられる。	■タケ・ササ類の刈り払い
B	Ⅲ	アラカシ群落 (ホテイチク混交)	0.06	17.1	・高木層は、常緑樹のアラカシが占有する。 ・下層は整備の結果、林床植生が貧弱な状況である。 ・林床植生が貧弱であるため、やや表土の流出がみられる。	■タケ・ササ類の刈り払い
C	Ⅰ	防災施設 (柵・法枠等)	0.09	25.7	・主にコンクリートのり枠が施工されている範囲。	■低木の刈り払い
D	Ⅰ	防災施設 (平地)	0.01	2.9	・のり面と歩道間に位置し、歩道よりも一段高い平坦部。 ・のり面と歩道の緩衝帯となっている。	■低木の刈り払い

広葉樹林整備(ゾーンB)
 地拵え(草刈機)
 規格:ササ地、1m以下、疎

森北地区(広葉樹林整備)

斜面対策工法	斜面の傾斜	斜面の長さ	工種	斜面の傾斜	斜面の長さ	工種
重力式擁壁工	3.4%	8.23	重力式擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.1	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.2	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.3	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.4	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.5	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.6	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.7	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.8	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	7.9	ニセアカシアの萌芽処理
土留工+擁壁	3.4%	8.23	土留工+擁壁工(土留工+擁壁)	ニセアカシア低木群	8.0	ニセアカシアの萌芽処理



神戸市東灘区森北町7丁目

樹林整備区域図(森北地区)

整備ゾーニング	区域番号	斜面対策工法	群落名	面積(ha)	年次計画	備考
ニセアカシア対策	F-1	現場吹付法砕工	ニセアカシア低木群落	0.15	■ニセアカシアの萌芽処理	■ニセアカシアの萌芽処理
ニセアカシア対策	F-2	擁壁	ニセアカシア低木群落	0.13	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)
ニセアカシア対策	S-6	擁壁	ニセアカシア低木群落	0.01	■ニセアカシアの萌芽処理	■ニセアカシアの萌芽処理
広葉樹林整備	N-1	ノンフレーム工法	エノキ・ムクノキ群集	0.24	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)
広葉樹林整備	S-1	重力式擁壁工	コナラ・アベマキ群集	0.23	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)
広葉樹林整備	S-2	土留工+植栽	エノキ・ムクノキ群集	0.36	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)
広葉樹林整備	S-3	土留工+擁壁	エノキ・ムクノキ群集	0.63	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)
広葉樹林整備	S-4	斜面対策の隣接エリア	エノキ・ムクノキ群集	0.57	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)
広葉樹林整備	S-5	かご砕工+擁壁	エノキ・ムクノキ群集	0.17	■刈り払い(外来種・常緑樹・ネザサ等)	■必要に応じてエノキ・ムクノキ群集の構成種を補植を実施する。

森北地区(広葉樹林整備)

計画区域 番号	計画区域 名称	面積 (ha)	面積 (㎡)	土地 利用
森北 地区	森北地区	5.1	51,000	森北地区
森北 地区	森北地区	5.2	52,000	森北地区
森北 地区	森北地区	5.3	53,000	森北地区
森北 地区	森北地区	5.4	54,000	森北地区
森北 地区	森北地区	5.5	55,000	森北地区



神戸市東灘区森北町7丁目



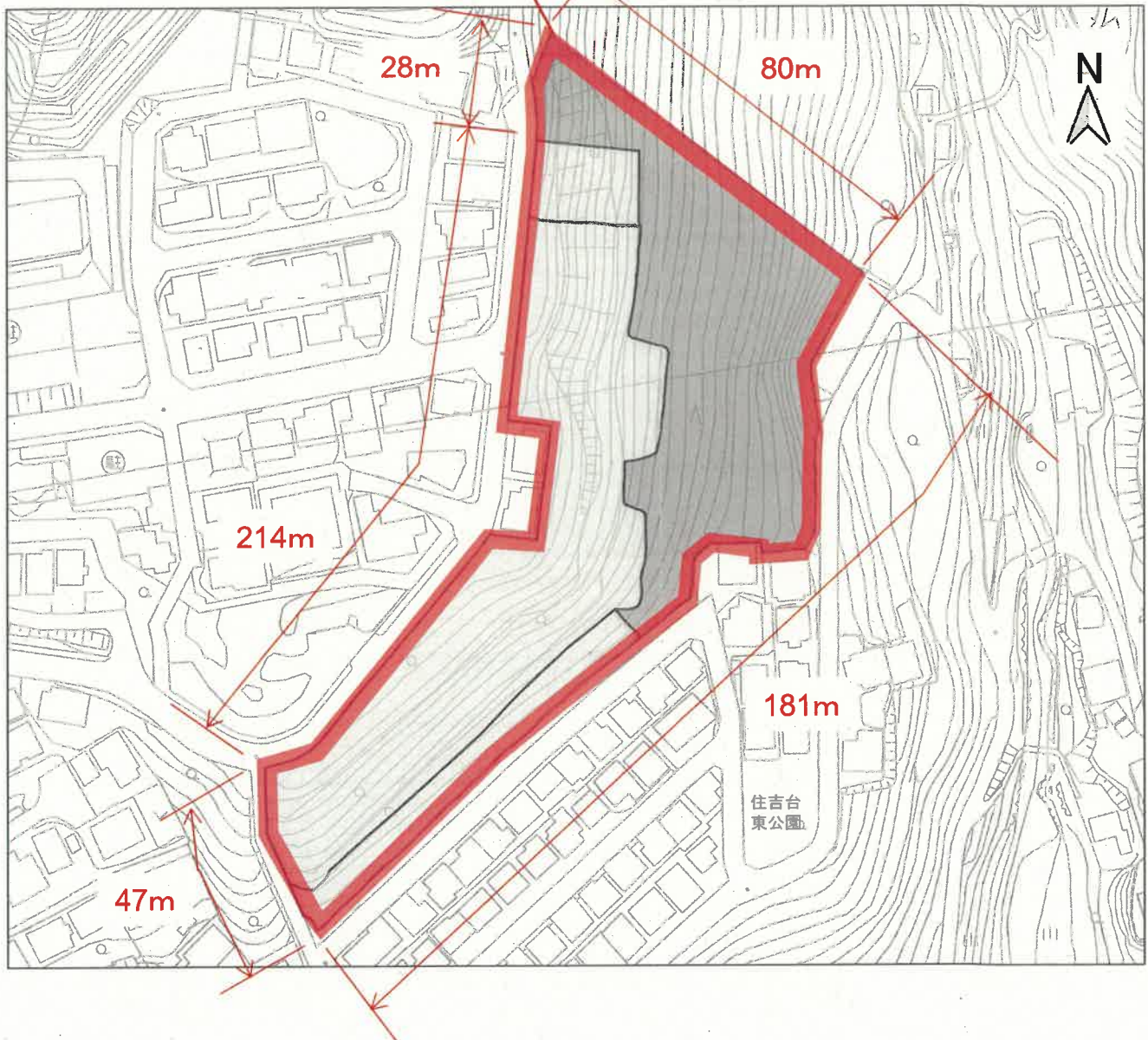
樹林整備区域図(森北地区)

区域番号	面積(ha)	名称	規格
S-1	0.23	地拵え(草刈機)	ササ地、1m以下、疎
S-2	0.36	地拵え(草刈機)	ササ地、1m以下、疎
S-3	0.63	地拵え(草刈機)	ササ地、1m以下、疎
S-4	0.57	地拵え(草刈機・チェーンソー併用)	灌木地、低木、疎
S-5	0.17	地拵え(草刈機・チェーンソー併用)	灌木地、低木、疎
N-1	0.24	地拵え(草刈機・チェーンソー併用)	灌木地、低木、疎
S-6	0.01	地拵え(草刈機・チェーンソー併用)	灌木地、低木、疎
F-1,F-2	0.28	急傾斜法枠内伐採	急傾斜

住吉台地区(下刈り)

面積:0.27 ha

境界から5 m幅で下刈りを行う



【下刈り】 地拵え(草刈機)、草地、0.5m以下

$$L=181+80+28+214+47=550 \text{ m}$$

$$A=550 \text{ m} \times 5 \text{ m}=2750 \text{ m}^2=0.275 \text{ ha}$$

高取山(4)地区(除伐・集積)

面積:820 m²

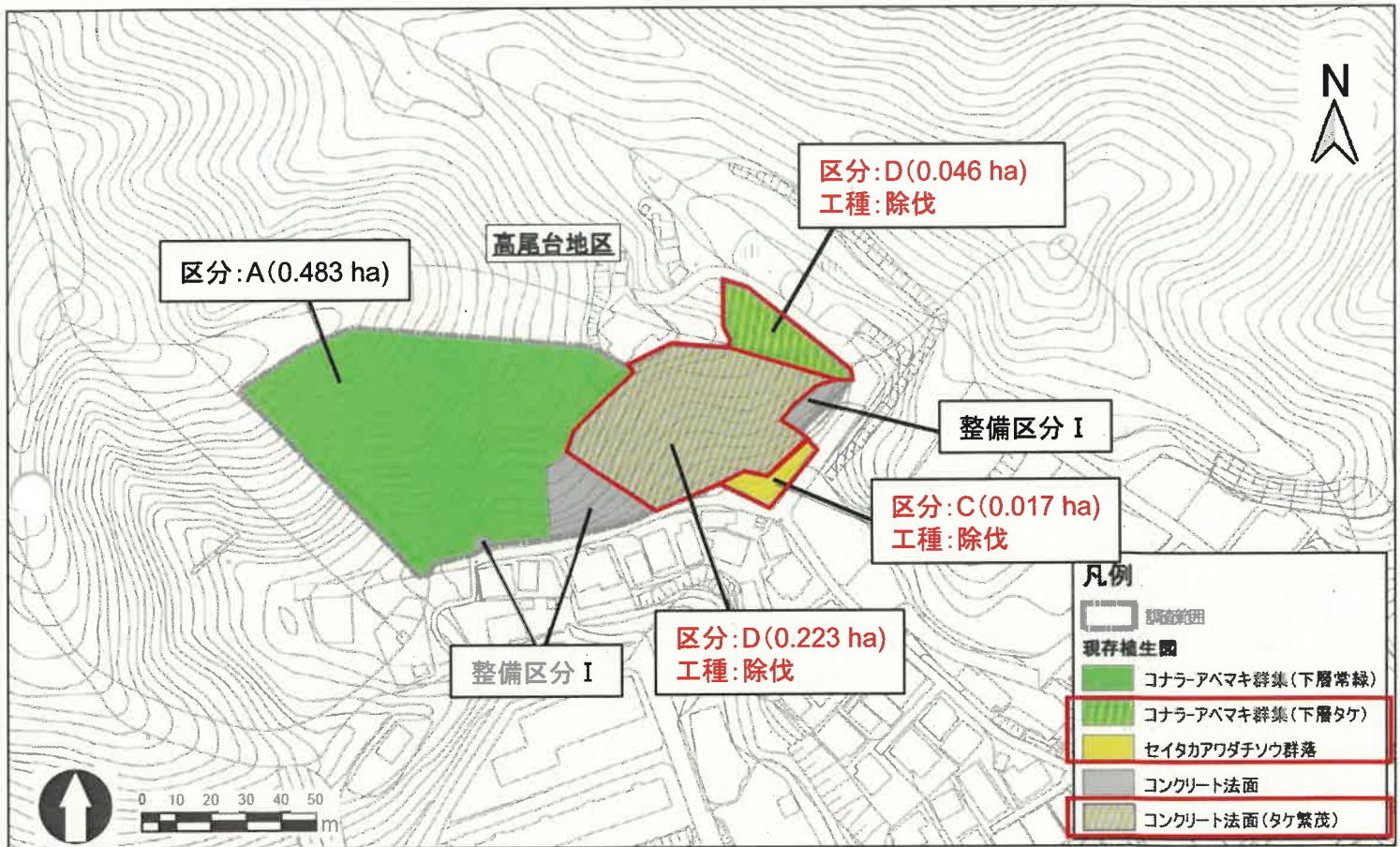


【除伐・集積(人力地拵え)】法面、笹・竹、密生

$$A=(85\text{ m}+79.5\text{ m})\times 1/2 \times 10=822.5\text{ m}^2=822\text{ m}^2$$

高尾台地区(除伐・集積)

面積:2860 m²



1:1,500

【除伐・集積(人力地拵え)】法面、笹・竹、密生

$$A=0.046+0.017+0.223=0.286 \text{ ha}$$

$$=2860 \text{ m}^2$$

青谷地区(危険木伐採)

1.0 式



【危険木伐採】

No.	テープ色 及び記号	テープ NO.	樹種	樹高 (m)	胸高 直径 (cm)	立木の 状態、 周辺 状況	保全 対象	伐採、 断幹の 区分	携帯 手動 ウインチ	伐採歩掛 適用不可 針葉樹: 57cm以下 広葉樹: 59cm以下	標準伐採 歩掛		特殊伐採歩掛 (対象木および周辺状況)				歩掛 (見積) 適用 判定	備考
											(標準) 筋工 なし	(割増) 筋工 あり	土地の 傾斜 30° 以上	左右 60度 方向 に保 全 対 象	傾倒 の有 無	人工林 胸高 直径 20cm 以上		
1	ピンクD	438	イヌシデ	10	24	枯・キノコ	建物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	
2	ピンクD	439	不明	5	30	枯・先折/ニ又	建物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	
3	ピンクD	440	クリ	7	17	株立	構造物	伐採	標準	—	—	—	×	○	○	—	中	旧テープ№.610
4	ピンクD	441	クリ	7	20	↓	構造物	伐採	標準	—	—	—	×	○	○	—	中	旧テープ№.614
5	ピンクD	442	クリ	6	15	↓	構造物	伐採	標準	—	—	—	×	○	○	—	中	旧テープ跡有り
6	ピンクD	443	クリ	5	10	↓ / 枯	構造物	伐採	標準	—	—	○	×	○	○	—	標準歩掛	旧テープ跡有り

千鳥(3)地区(危険木伐採)

1.0 式



【危険木伐採】

No.	テープ色 及び記 号	テープ NO.	樹種	樹高 (m)	胸高 直径 (cm)	立木の 状態、 周辺 状況	保全 対象	伐採、 断幹の 区分	携帯 手動 ウインチ	伐採歩掛 適用不可 針葉樹: 57cm以下 広葉樹: 59cm以下	標準伐採 歩掛		特殊伐採歩掛 (対象木および周辺状況)				歩掛 (見積) 適用 判定	備考
											(標準) 筋工 なし	(割増) 筋工 あり	土地の 傾斜 30° 以上	左右 60度 方向 に保 全対 象	傾倒 の有 無	人工林 胸高 直径 20cm 以上		
1	ピンクD	437	ニレ	15	38	中折/つる巻	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	

北山地区(危険木伐採)

1.0 式



【危険木伐採】

No.	テープ色 及び記 号	テープ NO.	樹種	樹高 (m)	胸高 直径 (cm)	立木の 状態、 周辺 状況	保全 対象	伐採、 断幹 の区 分	携帯 手動 ウインチ	伐採歩掛 適用不可 針葉樹： 57cm以下 広葉樹： 59cm以下	標準伐採 歩掛		特殊伐採歩掛 (対象木および周辺状況)				歩掛 (見積) 適用 判定	備考
											(標準) 筋工 なし	(割増) 筋工 あり	土地の 傾斜 30° 以上	左右 60度 方向 に保 全対 象	傾倒 の有 無	人工林 胸高 直径 20cm 以上		
1	ピンクD	444	アラカシ	10	29	腐敗木の萌芽が成長	構造物	伐採	標準	—	—	—	×	○	○	—	中	法枠内
2	ピンクD	445	アラカシ	10	14	断幹跡、萌芽の発生	構造物	伐採	標準	—	—	—	×	○	○	—	中	
3	ピンクD	446	アベマキ	12	23	断幹跡・枝葉跡有	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	ネット破損
4	ピンクD	447	アベマキ	7	10	腐立・断幹跡・枝葉跡	構造物	伐採	標準	—	—	○	○	○	○	—	標準歩掛	吹付工
5	ピンクD	448	アベマキ	6	19	↓	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	吹付工
6	ピンクD	449	アベマキ	5	15	↓	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	吹付工
7	ピンクD	450	アベマキ	8	18	↓	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	吹付工
8	ピンクD	451	アラカシ	8	15	腐立・断幹跡・枝葉跡	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	吹付工
9	ピンクD	452	アラカシ	10	21	↓・断幹跡・二又	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	
10	ピンクD	453	アラカシ	10	21	↓・枝葉跡・二又	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	
11	ピンクD	454	アラカシ	8	19	↓・枝葉跡・二又	構造物	伐採	標準	—	—	—	○	○	○	—	難	
12	ピンクD	455	アカメガシワ	10	30	萌芽多	構造物	伐採	標準	○	—	—	×	○	○	—	見積り	フェンスにめり込み
13	ピンクD	456	アカメガシワ	10	8		構造物	伐採	標準	○	—	—	×	○	○	—	見積り	フェンスにめり込み
14	ピンクD	457	クスノキ	7	8	曲	構造物	伐採	標準	○	—	—	×	○	○	—	見積り	フェンスにめり込み
15	ピンクD	458	アカメガシワ	13	21		構造物	伐採	標準	○	—	—	×	○	×	—	見積り	フェンスにめり込み

**令和 8 年度 六甲山系グリーンベルト（中尾谷外）
樹林整備業務 特記仕様書**

業務名：六甲山系グリーンベルト（中尾谷外） 樹林整備業務
箇所：神戸市中央区葺合町外
工期：令和 9 年 3 月 25 日限り

第 1 条 適用

本特記仕様書は、兵庫県が施工する上記の業務に適用する。

第 2 条 業務目的

六甲山系グリーンベルト整備事業は、平成 7 年に発生した兵庫県南部地震により山腹崩壊が多数発生したことを受け、通常のコンクリートを主体とした施設整備に加え、良好な樹林による防災樹林帯の面的な整備による「土砂災害の防止」、「無秩序な市街地の拡大防止」、「安全に自然と親しめる場の提供」等を目的としている。樹林整備では、下表の機能の維持・向上を目的とする。

六甲山系グリーンベルト 整備の目標	重点的・付加的に 配慮すべき機能	説明
土砂災害の防止	表面侵食防止	・樹冠、林床植生による雨滴侵食防止 ・地表面被覆物による表面流水発生防止
	表面崩壊防止	・根系の土壌緊縛作用による 表面流水発生防止
	流出土砂の緩衝	・植生地上部による流動土砂捕捉、 エネルギー減退
良好な都市環境 風致景観の保全・育成	風致景観保全機能	・花や紅葉による四季感のある景観形成 ・緑による個性ある風致及び景観を 備えた地区環境の形成
生態系及び種の 多様性の保全・育成	生態系保全	・地域の立地環境に応じた樹林の 成立により地域の生態系を形成 ・有機物生産による生態系の基盤形成
	種の多様性保存	・栄巣木、食餌木等による生物の 生息環境の提供 ・地域の特徴的な生物（貴重種など）の 生息環境の提供
健全なレクリエーション の場の提供	保健休養昨日	・立地条件に対応した樹林の成立による 自然観察、探索の場の形成 ・ハイキングによる健康増進

第 3 条 適用する図書

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書、土木工事共通仕様書、土木工事共通特記仕様書、土木請負工事必携、土木施工管理基準のほか、以下の図書によらなければならない。

- ①六甲山系グリーンベルト整備事業 樹林整備マニュアル（案）
（2023 年 10 月）【国土交通省 六甲砂防事務所】
- ②令和 7 年版 治山林道必携（積算・施工編）
【編集・発行：日本治山治水協会、日本林道協会】
- ③森林整備保全事業工事標準仕様書（最新版）【林野庁】

- ④森林土木工事共通仕様書（最新版）【兵庫県農林水産部治山課】
- ⑤森林整備保全事業設計積算要領の運用（最新版）【兵庫県農林水産部治山課】
- ⑥森林整備保全事業設計標準歩掛細則（最新版）【兵庫県農林水産部治山課】
- ⑦六甲山系グリーンベルト整備事業中尾谷川ブロックほか樹林整備実施計画策定業務※
（令和8年3月）---中尾谷・雷声寺・青谷・千鳥3・北山
- ⑧六甲山グリーンベルト千鳥地区樹林整備実施計画策定業務※
（令和7年3月）---千鳥
- ⑨六甲山系グリーンベルト森北・梅元地区外樹林整備実施計画策定業務※
（令和6年3月）---森北

※上記設計業務資料については、必要に応じて貸与出来るものとする。

第4条 総則

土木工事共通仕様書（1-1-1-3 設計図書の照査等）の設計図書照査については、照査実施報告を工事着手前までに行うこと。

第5条 一般事項

- （1）工事用地等の使用・工事用地区域外への立ち入り

受注者は、工事用地以外の区域へ立ち入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。

- （2）関係住民に対する情報連絡等

受注者は、工事の施工に当たっては、監督員と協議の上、必要に応じて神戸市、関係機関及び関係住民に対して、施工内容、工程、その他施工計画について説明を行い、工事に対する理解と協力を得るものとする。

第6条 一般廃棄物

伐採木及び草木は現場内処分を基本とし、処理施設への運搬は行わない設計としている。現地集積場所に関しては急峻な斜面は避け、民家、道路、水路等に集積物が落下しうる状況での集積は行わないこととする。現地精査の結果、処理施設への運搬処分を必要とする場合は、監督員と協議の上、設計変更するものとする。

この場合、一般廃棄物として神戸市が許可する一般廃棄物施設の受け入れ条件を遵守すること。以下の積算条件を設定しているが、発注者が条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

地区	品名	施設の名称	運搬距離	所在地	受け入れ諸条件	その他
長田区	(昼間) 竹 (枝葉)	神戸市 港島 クリーンセンター	12.2km	神戸市 中央区港島 9丁目 12-1	月曜日～金曜日 9時～12時、 13時～15時 その他当該施設の 受け入れ条件を遵守すること。	
	(昼間) 竹 (幹)					

上表は、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受け入れ困難となった場合は、設計変更を行う。

この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。

(受入先処理伝票による設計変更)

本工事では、伐採木等の処分量については、過去実績及び見込み数量を計上している。変更が発生した場合、受注者は、積算上の種別【生木(枝葉)/生木(幹)/竹(枝葉)/竹(幹)】ごとに分類して処分したうえで、受入施設の処理伝票に廃棄物の種別の印字がある場合に限り出来高数量により設計変更を行う。

混載処分並びに受入先処分伝票に種別の印字が無き場合は、設計上最も安価となる種類による設計変更を行う。

第7条 施工管理

- (1) 樹林整備業務に係る出来形管理基準、写真管理基準については、森林土木共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)に準じて行うことを原則とする。ただし、設計条件を証するのに過大または不足する基準については監督員と協議した上で変更する。
- (2) 樹林整備業務を行う上で、現地と設計図書に相違が有る場合は、速やかに発注者に報告し、その後の出来形管理の方法等について協議すること。
- (3) 受注者は週間工程表を作成し、毎週1回(金曜日午前中までに)監督員に提出すること。内容は、今週の実施状況と翌週の作業予定内容(立会いの有無を含む)を記載したものとする。

第8条 環境対策

住宅地に近接している箇所並びに生活道路の利用においては、以下の点を厳守の上、施工にあたること。なお、本対策に要する費用は諸経費に含むものとする。

- (1) 日曜日及び祝日は休工とし、稼働日における作業時間は8:30～17:00 とすること。ただし、災害などの緊急時はこの限りではない。また、地元要望などに配慮するため作業時間の変更を行うことは可能である。
- (2) 周辺の騒音、振動に配慮し、住宅密集地では工事用車両は徐行すること。また、無駄なアイドリングは避け、アイドリングした車内で休息させず、必要に応じ作業員詰所を用意すること。
- (3) 建設重機械については、よく整備された機種を選定し、ヒンジ部からの騒音を低減させる他、激しく機械を動かす行為を避け、効率的な稼働に努めること。
- (4) 砂埃が舞うときは、散水すること。
- (5) 工事用車両が公道・私道を汚すおそれがある場合は、工事用車両のタイヤをウォータージェット等で洗浄すること。

第9条 交通安全管理

交通誘導警備員については、現地精査及び地元協議等の結果、必要と判断した場合は、以下のとおりとする。

事前に配置計画（場所と期間）を提出した上で監督員の承諾を得ることとし、安全対策上必要と認められる範囲において、設計変更の対象とする。

（安全上必要と認められる事例）

- ・道路管理者及び交通管理者（所轄警察署）との打ち合わせにより交通誘導警備員の設置の指示を受けた
- ・地元からの要望があった箇所で、発注者と地元協議により必要性が認められた箇所
- ・地権者からの要望があった箇所で、発注者と地権者協議により必要性が認められた箇所

※いずれも議事録（書面）が整備され、協議日から概ね1週間以内に発注者へ提出すること

第10条 業務内容

業務範囲については、別添図面に図示してあるので参照のこと。

(1) 共通

- ・作業現場において、周辺住民に、危険及び迷惑を及ぼさないよう十分注意し

て作業すること。

- ・人物、構造物等を破損した場合は、作業を中止し、速やかに概況（位置・面積・原因）を監督員に報告の上、指示を得ること。
- ・車歩道及び水路等に散在した物は、必ず取り除かなければならない。

（２）森林整備

- ・指定地内の森林整備は、区域内の草本類と小径常緑樹は全伐採とする。
- ・草、つる、笹及び、シダ、竹類は地際から伐開すること。
- ・伐採対象木は設計図書あるいは監督員の指示がなければ、基本的に常緑樹を伐採することとし、落葉広葉樹でも形状・形質不良木は伐採する。
- ・伐採に先立って、作業員どうしの合図の確認、待避する場所の確保等を行って事故の未然防止に努める。

- ・かかり木を生じた場合は、棒、つる、木回し等により樹幹を回転させたり元口をずらす等して外すこと。なお、以下に挙げる行為をしてはならない。

◇かかられている木の伐倒、枝落とし

◇投げ倒し（浴びせ倒し）

◇かかり木の元玉伐り、かかり木を肩で直接担う

- ・伐倒木の伐採仕上げ高はおおむね地上高 30cm 以内とする。
 - ・ニセアカシアの萌芽処理は、切り株等から萌芽した芽を全て刈払うこと。
- なお、費用は下刈りに含むものとする。

（３）危険木伐採

- ・隣接する家屋や通行者に危険を及ぼすおそれのある雑木、灌木、竹を対象とする。
- ・危険木伐採は、伐木、枝払、集材、整理全ての工程を含むものである。
- ・伐採手順を厳守し、伐採時には十分に周囲の安全を確保し、周辺住民と密に協議・調整の上施工すること。
- ・伐倒に先立って、作業員どうしの合図の確認、待避する場所の確保等を行って事故の未然防止に努める。
- ・伐採竹の伐採高は、おおむね地上高 15cm 以内とする。ただし、伐採竹以外の広葉樹・人工林は伐採高をおおむね地上高 30cm 以内とする。
- ・伐採竹には集積物をかけないこと。
- ・伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
- ・かかり木を生じた場合は、棒、つる、木回し等により樹幹を回転させたり元口をずらす等して外すこと。なお、以下に挙げる行為をしてはならない。

◇かかられている木の伐倒、枝落とし

◇投げ倒し（浴びせ倒し）

◇かかり木の元玉伐り、かかり木を肩で直接担う

- ・伐採方法に指示がある場合は、整備実施計画の内容を十分理解し、適切に処理しなければならない。また、伐採方法に不都合がある場合には、監督員に報告し、協議の上、指示を受けるものとする。

(4) 集積

- ・刈払い物の整理（集積）は、今後の維持管理や後続作業の支障とならないように集積整理する。
- ・地形等の条件から上記の方法が困難な場合には、監督員に報告してその指示を受けなければならない。
- ・水路あるいは土砂の流出するおそれのある箇所には、集積物等の枝条を置いてはならない。
- ・集積は、景観にも配慮し丁寧に集積すること。
- ・景観を考慮し、多大な集積物となる場合は監督員との協議により産業廃棄物とし、処分場にて的確に処理すること。

(5) 搬出

- ・伐採した伐採木は基本的に現地集積とするが、現地に集積できない場合は、監督員と協議すること。
- ・搬出する場合は、近接する人家等に被害が及ばないように細心の注意を払うとともに、施工時期、施工方法については事前に監督員と地元住民と協議の上で行うこと。
- ・伐採木の搬出にあたっては、必要であれば交通誘導警備員等を配置し周辺の交通状態に配慮して行わなければならない。

(6) 下刈り（地拵え・刈払い）

- ・コンクリート法枠を施工した箇所での伐採、下刈り
- ・当該箇所が急傾斜地であり、施工上、安全設備等の使用が必要と判断される場合は別途協議の上、安全設備等を確実に設置、使用し作業するものとする。この場合は設計変更の対象とする。

(危険木伐採：緊急時対応)

- ・作業期間中、グリーンベルト内で危険木の通報があった場合等の緊急時には、現場状況を確認し対応すること。
- ・隣接する家屋や通行者に危険を及ぼす恐れのある雑木、灌木、竹を対象とする。
- ・危険木伐採は、伐木、枝払、集材、整理全ての工程を含むものである。
- ・伐採手順を厳守し、伐採時には十分に周囲の安全を確保し、周辺住民と密に協議・調整の上施工すること。
- ・伐倒に先立って、作業員どうしの合図の確認、待避する場所の確保等を行って事故の未然防止に努める。

- ・伐採竹の伐採高は、おおむね地上高 15 cm 以内とする。ただし、伐採竹以外の広葉樹・人工林は伐採高をおおむね地上 30 cm 以内とする。
- ・伐採竹には集積物をかけないこと。
- ・伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
- ・かかり木を生じた場合は、棒、つる、木回し等により樹幹を回転させたり元口をずらす等して外すこと。なお、以下に挙げる行為をしてはならない。
 - ◇かかられている木の伐倒、枝落とし
 - ◇投げ倒し（浴びせ倒し）
 - ◇かかり木の元玉伐り、かかり木を肩で直接担う
- ・伐採方法に指示がある場合は、整備実施計画の内容を十分理解し、適切に処理しなければいけない。また、伐採方法に不都合がある場合には、監督員に報告し、協議の上、指示を受けるものとする。

第 11 条 管理技術者

受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

管理技術者は、以下に示す資格のいずれかを有すること。

- (1) 作業技士
- (2) フォレストマネージャー（統括）
- (3) 技術士（森林部門）

なお、契約書の第 12 条第 1 項の主任技術者は管理技術者と読み替える。

第 12 条 現場技術者

受注者は、工事の技術上の指導監督を行う現場技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

現場技術者は、以下に示す資格のいずれかを有すること。

- (1) 林業作業技士（基幹林業技士、林業技能作業士を含む）
- (2) 森林整備士
- (3) フォレストワーカー（林業作業士）
- (4) フォレストリーダー（現場管理責任者）
- (5) 技術士補（森林部門）
- (6) 森林整備に関する業務（兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱第 2 章第 1 条に規定の「A の整備内容」相当）について、以下の実務経験を有する者
 - ① 5 年以上

高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者

②10年以上

上記①以外の者

- (7) 現場技術者は工事を適正に実施するため、工事の技術上の管理及び工事に従事する者の技術上の指導監督を行わなければならない。
- (8) 管理技術者は現場技術者を兼ねることができる。

第13条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領（案）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第14条 完成図書の納品

樹林整備の成果品として以下を提出する。

- (1) 測量図（測点、範囲内構造物等を含む）
- (2) 測量野帳
- (3) 地形図（1/2500 地形図に測量図を記入しているもの）
- (4) 作業日報（作業日、人数、作業内容、作業時間等）
- (5) 作業写真
 - ア 着手前の状況を全景及び各部分で撮影し、作業中・完成後に同一箇所から撮影対比できること。また、撮影位置と方向を図面に記載すること。
 - イ 各工種の撮影は工種、作業種ごとに撮影すること。
 - ウ 伐採後の伐採直径を随所に撮影し、提出するものとする。
- (6) 上記すべてをPDFに変換し、CD-Rに書き込み提出すること
- (7) 重機類の作業日報並びにリース期間の判るもの

第15条 快適トイレ

快適トイレの使用は以下（1）～（3）のとおり。

「（1）快適トイレに求める機能」「（2）快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり必ず備えるものとし、「（3）推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適になるものとする。

- (1) 快適トイレに求める機能
 - ア 洋式便座
 - イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
 - ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
 - エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
 - （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

- オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
- (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品
 - ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - エ 鏡付きの洗面台
 - オ 便座除菌シート等の衛星用品（工事期間中常備）
- (3) 推奨する仕様、付属品
 - ア 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
 - イ 擬音装置
 - ウ フィッティングボード
 - エ フラッパー機能の多重化
 - オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - カ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

《配慮事項》

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

《提出書類》

受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、快適トイレチェックシート（協議）を作成し、工事契約後、仕様が確認出来るパンフレット・見積書等の資料とともに提出し監督員と協議を行うものとする。

工事完了後、快適トイレ設置実績報告書と写真データをあわせて監督員に提出すること。

第 16 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

本業務は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象業務である。工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行業務の業務期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。

真夏日とは日最高気温が 30 度以上の日をいう。ただし、夜間作業の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。なお、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

工期とは、作業着手日から作業完了日までの日数をいい、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、業務全体を一時中止している期間は含まない。

真夏日率の算出の考え方は「真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期」とする。

受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負代金額を変更する。

第 17 条 架空配電線の防護管取付け

関西電力、NTT 等が保有する架空線等に防護管の必要な場合は、防護管施工会社へ申込みの上、監督員とともに防護管施工会社と立会を行い、防護管の必要範囲を決定すること。また、防護管施工会社より見積書及び請求書を受領した際は、その写しを監督員へ提出し確認を受けること。

第 18 条 監督員への報告

受注者は事前調査の結果により、設計図書等に不都合がある場合には、監督員に報告し、協議の上、指示を受けるものとする。

第 19 条 その他

- ① 本業務は、別途監理業務を発注予定としている。各地区施工の際は、事前に監理業務受注者と施工箇所について打合せを行った上で施工を行う事。
- ② 本業務は、樹林整備を主とするものであり、出来高面積を測定する際、簡易トランシット（ポケットコンパス）を使用することも想定しているため、成果品

の提出に当っては、電子納品の際、特殊なシステムによる電子納品も可能とする。

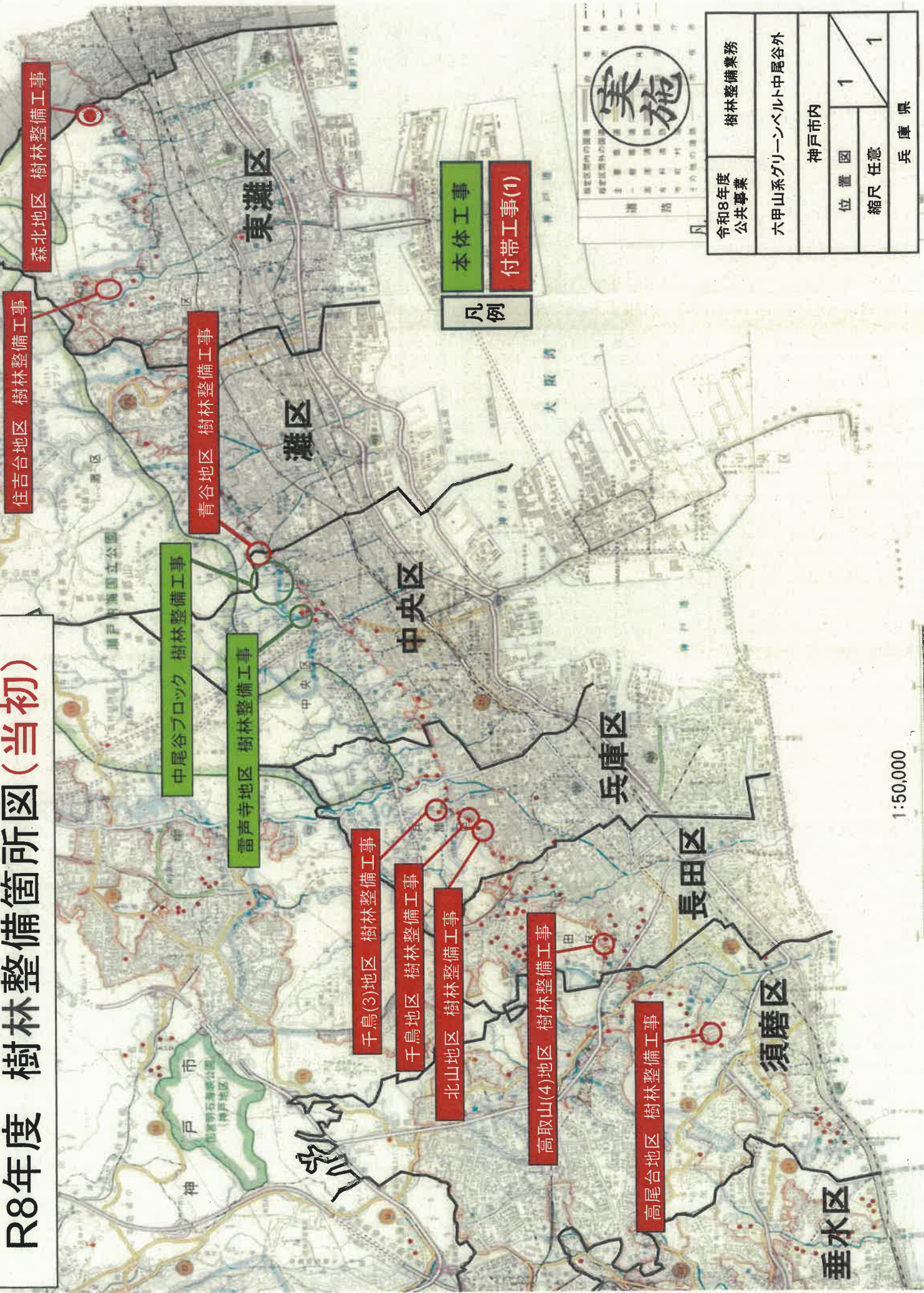
- ③ 疑義等が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。
- ④ 数年にわたり施工する地域においては、伐採範囲、量、薬剤処理、薬剤使用量が減となる事が考えられる。施行前後の数量、状況が判るような写真を撮る事。また、必要に応じ、監理者との立会を協議の上、実施の事。

参考. 最低制限価格について

最低制限価格＝（①最低制限基本価格×②ランダム係数）×消費税率等

- ① 最低制限基本価格の算定式
（「直接工事費」＋「共通仮設費」＋「現場管理費」＋「一般管理費」）×0.90
- ② ランダム係数（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務と同様）

R8年度 樹林整備箇所(当初)



1:50,000